前橋都市計画地区計画の決定(前橋市決定)

都市計画前橋駅南口地区地区計画を次のように決定する。

名		称	前橋駅南口地区地区計画
位		置	前橋市南町三丁目地内
面		積	約 2.0 h a
			本地区は、JR両毛線前橋駅南口駅前広場に隣接し
X			た商業業務地であり、前橋駅南口土地区画整理事業
域	地	区計画の目標	により必要な道路、公園等の公共施設及び宅地の整
の及			備が行われ、今後一層の高度利用を図り健全な都市
整び			環境を形成、保持することを目標とする。
備保	土地利用の方針		商業業務地としての土地の合理的かつ健全な高度利
・全			用を促進する。
開の			前橋駅の玄関の一つとして個性豊かで魅力ある商業
発方			業務地とするよう、安全で快適な歩行者空間の創造
針			と良好な都市景観の形成に配慮した建築物の整備を
			行うものとする。
			敷地が前橋駅南通線又は前橋駅環状線に接する建築
地	建	建築物等の	物の1階部分の用途は、店舗、事務所、旅館、劇場、
		用途の制限	診療所、華道教室、その他これらに類するものとす
X	築		る。
			建築物の延べ面積に対する割合の最高限度は、次の
	物	建築物の延べ面積	左欄に掲げる敷地面積の区分に応じ、同表右欄に掲
		の敷地面積に対す	げる数値とする。
整	等	る割合の最高限度	敷 地 面 積 割 合
			250㎡以上 60 / 10
	に		100㎡以上250未満 50 / 10
備			100未満 40 / 10
	関		1 112
<u></u>		建築物の	敷地が前橋駅南通線又は前橋駅環状線に接する建築
計	す	意匠の制限	物の外壁の色彩は、白又は茶色を基調としたものと
	_		する。
画	る	かき又はさくの	前橋駅南通線又は前橋駅環状線の通りに面する側の
	=	構造の制限	かき又はさくは生垣あるいはフェンス、鉄柵等透視可 **********************************
	事		能なものとし、ブロック等これらに類するものは設置
	 +∓		してはならない。ただし、フェンス等の基礎で前面道
	項		路からの高さが60cm以下のもの、あるいは門柱にあっ
/++		+-/	てはこの限りでない。
備考			

[「]区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は、前橋駅南口土地区画整理事業の施行により必要な道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われており、前橋駅の南口駅前広場に隣接する商業業務地であることから今後一層の高度利用を図りながら健全な都市環境を形成、保持するものである。